

厚木市民間保育施設等物価高騰対応支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている保育施設等の運営の負担を軽減するため、予算の範囲内において保育施設等の運営者に対し、厚木市民間保育施設等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象とする者は、市内に所在する保育施設等（別表第1に定める施設をいう。以下同じ。）を運営する法人であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 令和8年4月1日以前に保育施設等の開所をしていること。

(2) 令和9年3月31日までに保育施設等の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をする予定がないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表第2の区分に定める基本額及び加算額を合計した額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、厚木市民間保育施設等物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書を、市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付の申請は、1保育施設等につき1回を限度とする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することを決定したときは、厚木市民間保育施設等物価高騰対応支援金交付決定通知書により、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者から指定された口座に支援金を振り込むものとする。

(支援金の返還等)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付をした申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

- (3) 令和9年3月31日までに保育施設等の廃止又は休止をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、厚木市民間保育施設等物価高騰対応支援金取消通知書により交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付した支援金の全部又は一部の返還を請求するときは、厚木市民間保育施設等物価高騰対応支援金返還請求書により交付決定者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

保育施設等の区分	対象となる施設の範囲
私立幼稚園	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けた施設を除く。）
給付型幼稚園	子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による確認を受けた私立幼稚園
認定こども園	子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による確認を受けた認定こども園
民間保育所	子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による確認を受けた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する私立の保育所
小規模保育事業所	子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による確認を受けた児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
民間児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う私立の施設

別表第2（第3条関係）

区分	基準額	交付額の算定方法
基本額	90,000円	1施設当たり一律
加算額	1,200円	基準額に令和8年5月1日時点の在籍児童数（市外からの利用者を含む。）を乗じて得た額